

第11次高知県交通安全計画の概要

計画の概要

- 「交通安全対策基本法」の規定により、国が作成する「交通安全基本計画(陸上交通の安全に関する部分に限る。)」に基づき、「高知県交通安全対策会議(会長：知事)」が作成
- 県内の陸上の交通安全に関する総合的で計画的な施策の大綱を定めたもの
- 計画期間：令和3年度～令和7年度（5年間）

現状(第10次計画期間中：H28～R2)

【道路交通事故】

(交通事故状況)

- 交通事故の発生件数、傷者とも全国と同じく減少傾向
- 平成29年及び30年の死者数は、統計を取り始めて以降の最少を記録したものの、10次計画における死者抑止目標25人は、未達成

(死亡事故の発生状況)

- 死者数は増加傾向にあるとともに、高齢者の死者数は全死者数の6割以上(近年は、7割以上)
- 国道等の主要幹線道路での発生が6割以上

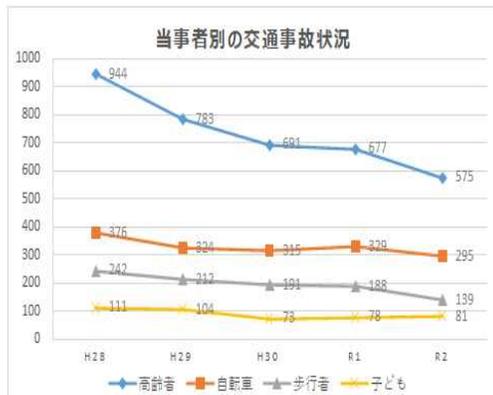
(当事者別の状況)

- 高齢者の事故は、事故全体の4割に達し、死者数全体の6割以上を占めるなど、高水準で推移
- 自転車の交通事故は、事故全体の20%前後で推移しており、事故全体に占める割合は、増加傾向
- 歩行者の交通事故は、事故全体の10%前後で推移し、死者数は、減少傾向で推移
- 子どもの交通事故は、事故全体の5%前後で推移

高知県の交通事故状況（第10次計画期間中）（単位：件、人）

	H28	H29	H30	R1	R2
件数	2,193	1,790	1,613	1,556	1,263
傷者	2,447	2,000	1,791	1,700	1,382
死者	42	29	29	33	34
(高齢者)	(26)	(16)	(18)	(25)	(26)

(出典：「令和元年高知県交通白書」及び「交通事故の概況(令和2年12月末)」)



【鉄道事故】

(鉄道事故状況)

- 長期的には減少傾向にあり、近年は小幅な増減

(運転事故の特徴)

- 道路障害事故が約2割、人身障害事故が約1割、踏切障害事故が約4割

【踏切事故】

(踏切事故状況)

- 長期的には減少傾向にあるが、鉄道の運転事故の約4割を占めている

(踏切事故の特徴)

- 衝撃物別では自動車が5割、歩行者が5割
- 原因は直前横断によるもの

高知県の鉄道事故・踏切事故状況(第10次計画期間中)（単位：件、人）

	鉄道事故					踏切事故				
	H28	H29	H30	R1	R2	H28	H29	H30	R1	R2
件数	2	8	6	3	2	1	4	2	1	0
負傷者	1	2	3	3	0	1	0	0	1	0
死者	0	2	1	0	1	0	2	1	0	0

事故の抑止目標（数値目標）

【道路交通事故】 令和7年までに交通事故死者数を年間25人以下とする

【鉄道事故】 ①乗客の死者数ゼロの継続をめざす ②運転事故全体の件数、死傷者数の減少をめざす

【踏切事故】 踏切事故件数ゼロをめざす

第10次計画の目標が未達成であること、高齢化の更なる進行に伴い、高齢者の事故増加が予想されることから、第10次計画の目標を据え置く。

第11次「高知県交通安全計画」の体系図－交通事故のない安全な高知県の実現を目指して－

第1 道路交通の安全

交通安全対策の体系

1 道路交通環境の整備

- (1) 人優先の安全・安心な歩行空間の整備
- (2) 高速道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化
- (3) 幹線道路における交通安全対策の推進
- (4) 交通安全施設等整備事業の推進
- (5) 高齢者等の移動手段の確保・充実〈新〉**
- (6) 歩行者空間のユニバーサルデザイン化
- (7) 無電柱化の推進
- (8) 地域の実情に合わせた交通安全施設等の整備
- (9) 効果的な交通規制の推進
- (10) 自転車利用環境の総合的整備
- (11) ITSの活用
- (12) 交通需要マネジメントの推進
- (13) 総合的な駐車対策の推進
- (14) 道路交通情報の充実
- (15) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備

2 交通安全思想の普及と徹底

- (1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
- (2) 効果的な交通安全教育の推進
- (3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進

- 横断歩行者の安全確保〈新〉
- 自転車の安全利用の推進〈拡充〉

- (4) 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進
- (5) 地域における交通安全活動への参加・協働の推進

3 安全運転の確保

- (1) 運転者教育等の充実

- 妨害運転等の悪質・危険な運転者に対する処分者講習での再教育〈新〉

- (2) 運転免許制度の改善
- (3) 安全運転管理の推進
- (4) 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進

- 抜本的対策による飲酒運転、迷惑運転等悪質な法令違反の根絶〈拡充〉
- 超高齢社会におけるユニバーサルサービス連携強化を踏まえた事故の防止対策〈新〉

- (5) 交通労働災害の防止等
- (6) 道路交通に関連する情報の充実

4 車両の安全性の確保

- (1) 自動車の検査及び点検整備の充実
- (2) 自転車の安全性の確保

5 道路交通秩序の維持

- (1) 交通の指導取締りの強化等
- (2) 交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進
- (3) 暴走族等対策の推進

6 救助・救急活動の充実

- (1) 救助・救急体制の整備
- (2) 救急医療体制の充実
- (3) 救急医療機関の協力体制の確保等

7 被害者支援の充実と推進

- (1) 無保険（無共済）車両対策の徹底
- (2) 交通事故相談活動の推進
- (3) 交通事故被害者支援の充実強化

8 南海トラフ地震などの災害に備えた道路交通の安全の確保

- (1) 災害に備えた道路交通環境の整備
- (2) 災害に備えた交通安全情報の普及啓発

第2 鉄道交通の安全

1 鉄道交通環境の整備

- (1) 鉄道施設等の安全性の向上
- (2) 運転保安設備等の整備

2 鉄道交通の安全に関する知識の普及

3 鉄道の安全な運行の確保

- (1) 保安監査の実施
- (2) 運転士の資質の保持
- (3) 安全上のトラブル情報の共有・活用
- (4) 気象情報等の充実
- (5) 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応
- (6) 運輸安全マネジメント評価の実施

4 鉄道車両の安全性の確保

5 救助・救急活動の充実

6 被害者支援の推進

- (7) 計画運休への取組〈新〉**

7 鉄道事故等の原因究明と事故等防止

第3 踏切道における交通の安全

1 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進

2 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施

3 踏切道の統廃合の促進

4 その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置